

平成18年9月26日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社近畿大阪銀行

生体認証ICキャッシュカードの取扱開始について ～「ご利用手数料無料キャンペーン」の実施～

りそなグループのりそな銀行（社長 野村正朗）、埼玉りそな銀行（社長 川田憲治）および近畿大阪銀行（社長 桔梗芳人）は、平成18年10月10日（火）より、偽造・盗難キャッシュカード犯罪対策の一環として「生体認証ICキャッシュカード」の取扱いを開始いたします。

「生体認証ICキャッシュカード」は、従来の暗証番号入力に加えて、手指の静脈パターン情報（以下、「生体認証情報」といいます）でご本人であることを確認する「指静脈認証」を採用し、高いセキュリティを確保したICキャッシュカードです。また、「指静脈認証」のほか、将来の生体認証の銀行間ATM提携に備え、「手のひら静脈認証」にも対応できる利便性の高いカードです。

生体認証情報は一人ひとり異なりますので、キャッシュカードの「偽造」「盗難」「なりすまし」などによる不正な預金払戻し被害の防止にきわめて有効です。

本カードは、個人のお客さまに限らず、法人のお客さまも生体認証によるお取引がご利用いただけますので、どなたでもセキュリティの高いお取引がご利用いただけます。

生体認証情報は、その特徴をデータ化し暗号化したうえでICチップに保存されます。
指静脈認証技術は、株式会社日立製作所が開発した技術を採用しております。

1. 「生体認証ICキャッシュカード」サービスの概要

お取扱い開始日	平成18年10月10日（火）
お申し込いただける口座	普通預金、当座預金、貯蓄預金、カードローン りそな銀行・埼玉りそな銀行では、貯蓄預金の新規口座開設のお取り扱いを停止しております。カードローンは、近畿大阪銀行のみお取り扱いをしております。
ご利用可能なATM	各社の生体認証対応ATMで、生体認証取引をご利用いただけます。 サービス開始当初、生体認証対応ATMは、各社とも有人店舗に1台ずつ設置いたします。りそな銀行・埼玉りそな銀行の間では、生体認証取引が相互にご利用可能です。 また、磁気ストライプを併用しておりますので、コンビニ・郵便局など全ての提携先ATMでも、従来どおり広くご利用いただけます。 企業内CDでは磁気ストライプ取引を含めてご利用いただけません。（平成18年9月26日現在）磁気ストライプ取引の限度額を0円に設定することで、生体認証取引のみのご利用に限定することもできますので、よりセキュリティを高めることも可能です。
ATMご利用限度額	生体認証でのお取引による、ATMご利用限度額は以下のとおりとなります。 1日あたりのご利用限度額・・・500万円まで（磁気ストライプ：300万円） 1ヶ月あたりのご利用限度額・・・1,000万円まで（磁気ストライプ：500万円） 近畿大阪銀行では、1日あたりの磁気ストライプご利用限度額は400万円となります。ご利用限度額は、ATM等でお客さまが任意に引き下げることができます。各限度額には、提携金融機関・デビットカードサービスでのご利用金額を含みます。
有効期限	発行日またはカード切替日より5年間です。 有効期限が到来した場合には新しいカードを発行いたします。
ご利用手数料	1枚 1,000円（消費税込み） 本カードの新規お申し込み時（既存の磁気ストライプカードからの切替も含みます）および有効期限到来による新カード発行時にご利用手数料をいただきます。

2. 「ご利用手数料無料キャンペーン」の実施について

平成19年3月末までの間、個人のお客さまを対象に、初回発行時（ご新規でのお申込みならびに切替時）の「ご利用手数料無料キャンペーン」を実施いたします。

3. 情報サイト『安全にお取引いただくために』の開設

りそなグループでは、盗難・偽造キャッシュカード対策を重要な課題と捉え、これまでも「カードロックサービス」や「ATMご利用限度額個別設定サービス」など、さまざまな取組みを実施してまいりました。

このたび、「生体認証ICキャッシュカード」も含め、これらを広くお客さまにお伝えするために、グループ各社のホームページ上に、情報サイト『安全にお取引いただくために』を開設しましたので、ぜひご覧ください。

りそなグループでは、お客さまに『安全にお取引いただくために』、今後もさまざまな取組みを実施してまいります。

以 上

【ご参考】

<りそなグループにおける偽造・盗難カード被害への主な取組み>

取組み事項	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行
A T Mへの覗き見防止ツールの導入	平成 17 年 4 月 (セキュリティスクリーン設置)	平成 16 年 9 月 (フィルター貼り付け)	平成 17 年 3 月 (セキュリティスクリーン設置)
A T Mへの後方確認ミラーの設置	平成 16 年 3 月	平成 16 年 9 月	平成 16 年 12 月
被害届出提出ルールの制定等	平成 16 年 6 月	平成 16 年 6 月	平成 16 年 6 月
注意喚起ポスターやチラシ掲示	平成 16 年 7 月	平成 15 年 11 月 平成 16 年 11 月	平成 16 年 4 月
注意喚起の H P 掲載による啓発	平成 16 年 10 月	平成 17 年 2 月	平成 16 年 3 月
偽造カード被害の補償開始	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月
A T Mご利用限度額の一律引下げ(200万円)	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月
カードロックサービスの導入(モバイル端末)	平成 17 年 10 月	平成 17 年 10 月	平成 18 年 3 月
盗難カード被害の補償開始(17年11月14日以降の被害)	平成 17 年 11 月	平成 17 年 11 月	平成 17 年 11 月
盗難カード被害の補償開始(17年11月13日以前の被害)	平成 18 年 2 月	平成 18 年 2 月	平成 18 年 2 月
カードロックサービスの拡大(テレフォンバンキング)	平成 18 年 3 月	平成 18 年 3 月	導入検討中
A T Mご利用限度額の個別設定サービスの導入	平成 18 年 3 月	平成 18 年 3 月	平成 17 年 8 月
クイックロビーへの盗撮機器監視システムの導入	平成 18 年 5 月より 順次導入中	平成 18 年 5 月より 順次導入中	導入検討中
情報サイト「安全にお取引いただくために」の開設	平成 18 年 9 月 26 日	平成 18 年 9 月 26 日	平成 18 年 9 月 26 日
生体認証機能付 I C キャッシュカードの導入	平成 18 年 10 月 10 日	平成 18 年 10 月 10 日	平成 18 年 10 月 10 日